

も く じ

西脇	いく子	一般質問	1
かみね	史朗	一般質問	7
まえくぼ	義由紀	一般質問	12

● 京都府議会 6月定例会で、西脇いく子、かみね史朗、まえくぼ義由紀議員が行なった一般質問と答弁の概要をご紹介します。

京都府議会 2005年6月定例会 一般質問

西脇いく子（日本共産党、京都市下京区） 2005年6月30日

【西脇】

日本共産党の西脇郁子です。私は先に通告しております数点について知事ならびに関係理事者に質問を致します。

乳がん検診の拡充、府立病院乳腺外来の医師の増員をはかれ

まず、はじめに、乳がん検診について伺います。

今日、がん治療は予防法の開発、新しい診断法や治療法の研究もすすみ、早期に発見されれば命を落とさなくてもすむ疾患になりました。しかし、がんは依然として心疾患や脳疾患をぬいて、日本人の死亡原因の1位を占め、毎年30万人の方々の方が亡くなっています。

特に乳がんは年々増え続け、現在女性のがん罹患率のトップを占め、15年後には20人に1人がかかるといわれています。なかでも40歳前後の方の罹患率が高くなっており、若いときからの乳がん検診の受診がきわめて大切になっています。私の知人のKさんは30歳代で第二子を妊娠中にしこりを感じ、月一回の妊婦検診で乳がん検診を受け、早期に発見されました。もし妊娠中でなければ、仕事が忙しく「まさか」と放っておいたと語っておられました。若い方が気軽に検診を受け、早期発見につなげることの大切さを実感します。現在、乳がん検診は、乳房専用のX線撮影（マンモグラフィ）で、これまでの視触診では発見されにくかった早期のがんの発見が可能になり、視触診では55%だった発見率が90%前後に向上しています。乳がん検診の受診率は、平成14年は全国平均18%、本府は12%と全国最低レベルです。府下の乳がんを原因とする死亡率は上がり続け、平成14年では10万人当たり15人と前年より0.9人増えています。乳がん死亡率が減少しているアメリカでは基本ガイドラインに基づき40歳以上は、毎年検診が実施されています。今年度より、わが国において乳がん検診年齢は50歳から40歳に引き下げられたものの、これまでの毎年実施が2年に1回になってしまいました。本府として府民が毎年受診できるよう市町村を支援していただくことが必要と考えますがいかがですか。

【保健福祉部長】 従来、触診・視診が主流となる中で、国のがん検診に関する検討会において、マンモグラフィ検診の有効性が検証され、その普及や対象年齢の引き下げが推奨される一方、検診による発見率、がんの進行速度などを総合的に考慮し、2年に1度の検診が適当とされたところ。これをうけて、国が実

施指針を策定した。府では、これまでから、市町村に対し、受診率向上に向けての取組みを進めるよう助言を行っているが、今年度は、市町村の乳がん検診実施体制を支援するため、検診車に搭載のマンモグラフィ機器を整備し、受診機会の拡充等、がん対策を推進している。

府立医科大学附属病院の乳腺外科の充実を

【西脇】

関連して府立医科大学附属病院の乳腺外科の充実について伺います。

平成 11 年に内分泌・乳腺外科が開設されて現在まで、外来患者数は 2 名の専任医師のもとで平成 12 年には 6828 名から 15 年度では 9186 名にも増えています。同じ病院の他の科では一人の医師が 1 年間に診察する患者数が約 970 名であるのに対し、内分泌・乳腺外科では 2624 名と他の診療科の 2.7 倍にもなっており、現場のスタッフの皆さんのご苦勞は察するに余りあります。また、患者さんも大変です。外来は予約制ですが、待ち時間が 3 時間以上になることが日常化し、朝 9 時受付でも診察が終わるのが午後 4 時から 5 時になったという患者さんもおられます。受付最終は午後 3 時ですが診察が終わるのは午後 7 時から 8 時、午後 11 時までかかったという方もあります。また診察日は月、火、木曜日と週 3 日、隔週に金曜日が入ります。病院のご意見箱にも乳腺外科は待たせすぎるとい苦情も多く寄せられているそうです。

さらに乳がんと診断がついてから手術まで、現在では 3 カ月待たなければならないような状況では、せっかく早期にがんが発見されても結局手遅れになる可能性もあるわけです。

こうした状況を知事をご存知ですか。女性のみなさんの期待にこたえるためにも、早急に乳腺外科の専任医師を増員する必要があると思いますが知事の御所見をうかがいます。

【総務部長】 同病院では、平成 16 年度実績で 1 日平均 1923 人の外来患者が来院し、眼科、消化器内科、整形外科、耳鼻咽喉科などでは連日、100 人以上の外来患者がある中で、適切で安全な医療の提供に努めている。内分泌・乳腺外科は、1 日平均 47.9 人の患者が来院し、経験豊富な 2 名の専任医師に数名の医師スタッフが協力するという形で、週 3.5 日の診療に努めている。この診療体制については、患者数の増加などに対応するため、外来診療日を増やしたり、患者の質問をメールで受けたりという形で、順次、改善をはかってきている。今後とも、診療日や担当医師数など診療科の体制については患者や現場の声を聞いて充実を努めていきたい。

「食の安心・安全」のとりくみ強め、府民参加で実効ある条例を

【西脇】

次に食の安全について質問いたします。

近年、食品の大量生産、流通のグローバル化等によって、食品が生産者から消費者に届くまでの経路はますます複雑でわかりにくくなっているなか、遺伝子組み換え食品や食品添加物など府民の食の安全に対して新たな問題や課題が多く生じています。

そのような中で、現在府民が直面している食に関わる大きな問題のひとつが B S E 問題です。

最近、国内で相次いで発生が確認され、20 頭目となりました。また、アメリカでも 2 頭目の感染牛が最終確認されたところであり、輸入再開をめぐって大きな不安が高まっています。

政府は一昨年アメリカでの B S E 発生以来、今日まで、アメリカ産牛肉の輸入を停止してきましたが、アメリカ政府は全頭検査は科学的意味がないとして日本国内で行われている全頭検査などの対策をとらないまま、日本政府に輸入再開を強引に迫ってきました。この中で、政府は全頭検査見直しを食品安全委員会に諮問し、アメリカ政府が示した目視による牛の月齡判断法を基本的に受け入れる方向で合意してきました。

日本のBSE対策は、全頭検査後さらにすべての牛からBSE原因物質・異常プリオンの99%以上が集中している脳・脊髄・回腸遠位部・背骨部分を除去するという二重の安全策が講じられており、まさに世界に誇れるものです。こうした対策があったからこそ日本では牛肉の安全性が確保でき、消費者の信頼を回復することができたのです。

今、圧倒的多数の国民は、政府がアメリカの圧力に屈することなく、全頭検査や特定部位の完全除去など現行の対策を維持すること、アメリカ産牛肉についても日本と同水準の対策が実施されない限り輸入禁止を継続することを強く望んでいます。

本府も来年度政府予算に関する重点要望の中で、同趣旨の要望をされています。政府が国民の不安をよそにアメリカ産牛肉の輸入を再開しようとしている今こそ、知事が全国知事会や関係団体に働きかけるなど、これまでの本府の立場を最後まで貫いていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【知事】

農畜産物の輸入にあたっては、国民の安心・安全確保が大事。新たに米国で2頭目のBSE感染牛の発生が確認され、府民も不安を感じている。現行の検査体制を維持すべきであり、さらに、輸入牛肉についても同等の安全措置を講じることが大切と考える。府では、平成16年9月定例会でBSE全頭検査体制を堅持すること、および、わが国と同一基準による安全措置が確立されるまで、米国産牛肉の輸入を再開しないことについて、全会一致で意見書が採択された。こうした議会の意向をふまえて、昨年11月に続き、6月に行った国に対する政策提案でも、徹底した安全性の確保を改めて強く要請したところ。府としては、国による全頭検査体制の見直しの如何にかかわらず、引き続き、全頭検査を行っていく考えであり、今後とも、国に対して安全対策を求めるとともに、消費者の目線にたって、食の安心・安全対策を進めていきたい。

食の安心と安全に対する京都府の取り組みについて

【西脇】

次に食の安心と安全に対する本府の取り組みについて伺います。

先ず、府民の食の安全確保のために欠かせない保健所の体制、食品衛生指導の体制についてです。

昨年の鳥インフルエンザ問題では専門家会議の「中間とりまとめ」でも府内保健所が健康相談、精神面での不安の払拭などきめ細かい大きな役割を果たしたとの評価がありました。さらに一昨年のSARS問題でも保健所が果たした役割が大きく評価されていたことはご承知の通りであります。

ところが本府は昨年5月より府内に12箇所あった保健所を7箇所に統合されました。

身近な地元の保健所が府民から遠くなったために今後、食品等に関わる大規模事件等が発生したとき、果たして迅速な対応ができるのだろうかという府民の皆さんの不安はいまだ解消していません。

改めて、亀岡市・宮津市・京田辺市などに支所を含め、保健所機能を整備・強化すべきではありませんか。お答えください。

あわせて、本府の「食品衛生監視指導計画」について伺います。

本府は昨年度より、国が定めた「食品衛生監視指導指針」に基づき食品衛生監視指導計画を策定されています。そのなかで、食品の生産・製造から消費までの重点的な監視・検査・指導の全面実施や、適正な食品表示の監視活動など、府民の健康被害の未然防止のために食品衛生監視員に求められる役割はますます重要になっています。現在、全国では33都道府県が専任の食品衛生監視員を配置していますが、本府の場合、94人の食品衛生監視員は、いまだにすべて兼任体制となっています。

私がお話を伺った他府県の専任食品衛生監視員さんは「食品安全条例が制定されたこともあり、ますます食品の安全確保のために消費者から求められる期待も大きくなり、複雑で専門的な知識や現場での経験を要する場面が増え、仕事量も増えてきている」と明確におっしゃっておられました。

そこで知事に質問いたします。本府の「食品衛生監視指導計画」を着実に実行し、府民の健康被害を未然に防止するためにも、今後、専任の監視員は必要だと考えますがいかがですか。

【保健福祉部長】 保健所は全国的にも狭いエリアを設定し、対応能力が弱い小規模組織であったため、指導性、迅速性の確保や専門的、技術的拠点としての機能高度化など、再編による執行体制の強化をはかったところ。大きくなった組織のもとで、広域振興局単位で編成する食品衛生監視機動班による大規模食中毒事案への対応も可能となり、ノロウィルスやO157などについても、試験・検査機能の整備により、遺伝子レベルの検査が可能となるなど、健康危機事象に現地で対応できる体制を強化した。

食品衛生監視員は現在約100名を配置し、その半数は食品衛生を主たる業務としており、他の兼任職員等と連携し、実効ある監視指導を実施している。その中で、事業者による自主衛生管理の推進を基本とし、計画的、効率的な監視指導を行うため、府民の意見もとりいれて、監視指導対象施設の重点化、京の食安全見張り番との協同などを柱とする「食品衛生監視指導計画」を策定し、それに基づき、実施方法に創意・工夫もこらしながら、食の安心・安全の確保に努めている。

【西脇】

次に、今検討が進められている食の安全条例についてですが、条例が真に実効性のあるものになりますよう数点について質問いたします。

1点目は府の責務です。府や事業者の責務および府民の役割を明確にすることは当然ですが、とりわけ府の責務として、健康への悪影響を未然に防止し、現在及び将来の府民の健康保持を図ることが最も重要と考えますがいかがですか。

2点目は、計画についてです。年度実施計画を策定し、年度目標・予算・体制などを盛り込むとともに、その進捗についての管理と結果評価を行うことは重要です。本条例に計画・実施・点検・是正措置の視点を明確に据えるべきと考えますがいかがですか。

3点目は、食品の安全確保にかかる立ち入り検査の実施についてです。

食品衛生法等現行の法制度内では法的な対応ができない問題についても条例に基づき立ち入り調査等を実施することが必要です。熊本県、大分県、東京都などの場合、調査の結果、健康被害が懸念され、法的な対応が困難な場合、事業者や事業団体に対し、未然防止のために必要な措置の勧告とその内容の公表が定められています。本府でも制度として取り入れるべきだと考えますがいかがですか。

4点目は、自主回収報告制度についてです。

食品に起因する健康への悪影響やその被害の拡大を防止するためには事業者自らが自主的に違反食品を市場から排除することは当然ですが、食品製造時、事業者が食品衛生法違反や健康への影響や被害に気づき自主回収を実施した場合、府への報告を義務付け、その情報を府民に提供する「自主回収報告制度」は是非必要と考えますがいかがですか。

最後に、府の食品の安全確保に関する施策について調査及び評価、審議する付属機関として府民も参加する食の安全審議会を設置が必要だと考えますがいかがですか。

本府の条例が幅広い府民の中での十分な議論を経て、府の内外に広くアピールできる真に実効性のあるものになるよう期待して次の質問に移ります。

【農林水産部長】 府民の健康の保護をはかることは最も重要。本年3月の予算特別委員会総括質疑で知事が答弁しているように、安心・安全を確保するためには、生産から流通をへて消費者に至るまでの一貫した取組みとして、行政、事業者、生産者、消費者が連携し、府民の総意のもとに、総合的な施策を行っていく枠組みづくりが必要。そのための条例を制定しようとするもの。すでに、食の安心・安全政策検討会において、学識経験者や消費者、生産者、事業者など幅広い方々で構成する専門部会を設置し、食品の安全性確保や府民の安心感を向上させる方策などを中心に、府民参画のあり方なども含め、食品衛生法など関係法令との整合性もはかりながら検討して頂いている。適性や進行管理のあり方等については、他府

県での先行事例などの情報も十分収集し、専門部会の中で検討して頂いている。今後とも、部会の中で十分、検討して頂きたい。今後は、専門部会での検討とあわせて、幅広く府民の意見を聞くため、意見交換会等の開催も予定しており、さらに検討していきたい。

J R山陰本線高架軌道の騒音・振動対策を

【西脇】

次に、J R山陰本線高架軌道の騒音等の問題について質問いたします。

私の地元、下京区内の山陰本線京都駅から丹波口駅間は、1976年に高架化された当時は、通過列車本数も少なく、特急列車等の平均速度も遅かったため、沿線住民に対する騒音・振動等による被害や影響は比較的軽微でした。1990年3月に、山陰本線京都駅から園部駅間の電化が完成するとともに、列車の本数も76年当時の上下線87本から2004年には188本、2.16倍に急増、平均速度も76年当時の42キロから50パーセント増の63キロと高速化されてきました。

このような中で騒音は最大値87.1デシベル、等価騒音値レベル67.1デシベルに達し、振動も最大値63.2デシベルを計測しています。あわせて、山陰本線京都駅から丹波口駅間は、砂利敷きの代わりにコンクリート床に直接レールを敷く安上りの構造になっていること、車両が十分に整備されていないことから生じる車両のフラット現象も騒音と振動増加に拍車をかけています。

沿線一帯は、重要文化財・角屋も存在する住宅密集地であり、この騒音、振動によって住民のみなさんは長年、電車通過中は会話もできない、安眠できないなどの精神的ストレスとともに、床や建具、家具などが振動し、屋根瓦が落ちるなどの建物被害で住環境にも重大な影響を及ぼしています。

このようななかでこれまで沿線住民の皆さんは、防音壁設置や線路に砂利を敷くなどの改善措置をとるよう要望し続けておられますが、J R西日本京都支社は「在来線には騒音や振動に対する法的規制はない」と有効な対策を打とうとしていません。

これはJ R福知山線での脱線転覆事故と同様に、住民の安心・安全よりももうけを優先するというJ R西日本の姿勢を浮き彫りにしたものであります。

今後、山陰線の複線化完成後は、二条までの直線区間は、最高速度は特急130キロ、快速120キロとなるため、上り下りとも等価騒音レベルは最低78.4以上になることも山陰本線高架線列車騒音等被害対策協議会の調査でも明らかになっており、沿線での騒音・振動被害がさらに拡大することが大きく懸念されています。すでに、京都市においては、本年2月に下京区内の沿線住民の皆さんから出されたJ R西日本に改善措置をとるよう指導を求めた請願が全会派一致で採択されています。

平成7年の旧環境庁大気保全局長の都道府県及び政令指定都市あての「在来鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針」にある「運転本数を2倍以上に増大させる場合に当たっては、大規模な改良を行う場合に準じた環境対策が講じられるよう配慮を」という通達に基づき、京都府としてJ R西日本に対して、沿線住民の皆さんの騒音・振動の苦痛を軽減させるための申し入れをしていただくのは当然だと考えますがいかがですか。直接的には、政令市である京都市に指導の権限があることは承知していますが、こんな時にこそ、知事が日頃からおっしゃっている京都市との協調・協力を実行されるべきではありませんか。

本府は、J R西日本に対して府民の利便性をはかるためとして山陰本線複線化整備事業費をこの2年間で23億円以上もの出資をしておられます。複線化整備事業が終われば、あとは京都府には権限がないので京都市の責任ということであれば、とても府民の納得がいかないのは明らかです。知事の明快なご答弁をお願いします。

また、在来線の加速化がすすむなかで依然として騒音・振動基準は新幹線しかないことも問題です。あわせて国に対して、在来線に対する騒音基準や測定マニュアルを新たに作るよう強く要請すべきと考えますがいかがですか。

【企画環境部長】 JR西日本では、既存線の騒音・振動について、線路・車両等の修繕を実施することにより、列車走行の円滑化を実現し、騒音・振動の低減に努めており、今後も、線路等の保守・管理により努力されると聞いている。複線化事業については、平成元年に旧環境庁の指針が出される以前に認可申請されているため、指針は直接、適用されないが、JR西日本では、指針の趣旨をふまえ、沿線環境が悪化することのないよう、事業実施にあたって、事前に騒音・振動の測定を行い、事業による悪化が懸念される場合は対策を講じ、開業後に再度測定して、悪化していないか確認される予定。在来線の騒音・振動対策にかかる国への要望については、すでに近畿の府県や主要都市による騒音・振動対策連絡体を立ち上げ、他の様々な課題とともに、議論しているところ。

府立中小企業指導所跡地などを府民のために有効活用を

【西脇】 最後に、同じく下京区内にある府立中小企業指導所と府立女子高等技術専門校の跡地利用についてです。この二つの施設は、一時、仮設の府立図書館として活用されて以降は、現在まで閉鎖されたままになっていますが、このたび京都市は、この施設を今年度中に解体され、その後、競争入札によって跡地を民間に売却される方向であると聞き及んでいます。地元ではかねてより、「西七条地域をよりよくする会」を中心に、この跡地に府営住宅や府立図書館の分室などの公的な施設を要望してこられ、先日6月14日には本府に対して跡地活用に当たっての要望書も出されているところです。

昨日の知事の代表質問での答弁にもありましたように、貴重な府民の共有財産を有効活用し、府民の福祉と文化の増進を図るためにも、当該跡地を売却される前に幅広い府民や地元住民の意見や要望を聞いていただくことが重要と考えますがいかがですか。地元のみなさんの声が生かされるよう本府として最大限の努力をしていただくことを強く要望して私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【出納管理局長】 府では5月に新たに財産戦略活用推進本部を設置し、未利用地等の幅広い利活用の推進と最適な処分をはかることにより、府民サービスの向上をめざすこととしている。指摘のあった施設の扱いについては、これまでも府民から様々な意見を聞いているが、今後、京都市や国などの公共利用の意向などもふまえながら、活用推進本部での検討をへて、取扱いを決定していきたい。

西脇いく子議員の再質問

【西脇】

①府立医科大学付属病院の医師増員の件ですが、前向きの答弁がいただけたのではないかと思っている。ぜひとも、引き続き、増員のために、努力をしていただきたい。要望しておきます。

②JR山陰線沿線の騒音問題ですが、沿線のみなさんは、何度もJRと交渉をされ続けたが、それでも一貫して、事態は改善されていません。みなさんの苦痛は想像を絶するものがあります。それにたいして、これから本府はどうされていくのか。どう、JRにたいして、申し入れをされるのか。申し入れをされるのかどうか、明確にお答えください。

【企画環境部長】 JRの騒音問題については、直接、指導監督権限はない立場である。平成7年の環境庁の通達も適用されない現状の中で、京都市としては、府民の生活を守る立場から、JRに要請というか、…………… 協議を進めていきたい。

かみね史朗（日本共産党、京都市右京区）2005年6月30日

「僕たちを殺さないで！」・・・高まる「障害者自立支援法案」反対の声 「応益負担」導入で、障害者と家族の負担は限界超える

日本共産党のかみね史朗です。私は、通告しています諸点について知事ならびに関係理事者に質問いたします。まず、障害者自立支援法案についてです。わが議員団の山内議員が昨日質問いたしました、さらに立ち入ってお聞きしたいと思います。

5月22日に障害の種別をこえた750人もの人々が参加された「障害者自立支援法に異議あり！『応益負担』に反対する大集会」が開催されました。私も参加させていただきましたが、ここに参加された160人の方が、それぞれの思いを込めて厚生労働大臣、国会議員宛の短いメッセージを書かれました。私、すべてのメッセージに目を通させていただきましたが、胸に迫る訴えばかりであります。2つだけ紹介させていただきたいと思います。

ひとつは、重度障害者通所介護施設に通う障害のある方です。「自立って何ですか？親に世話をかけて回りに世話をかけて、自分が生きていくことがみんなに申し訳なくて、何度死のうと思ったか知れません。その中で辛抱強く僕を励ましてくれた家族や友達に感謝です。そして、感謝できるようになった今、その人たちの応援を受け、これから自分が障害者であっても、がんばって生きていこうと思う僕です。その中で、応益負担は僕に死ねといっているのと同じです。どうか僕たちを殺さないでください。障害者があるのまま生きていこうと思う気持ちをどうかわかってください。」

次の方は、聴覚障害のある男性です。「グループホームを利用して、昼は授産施設を利用して、一か月1万円ちょっとの収益しかありません。水光熱費や食費、ホテルコストなどを取られると、1万円を稼ぐために、お金を払って働くことになり、障害者年金6万円～8万円をこえてしまう。これに聴覚障害のため、病院へ行けば手話通訳が必要である。これにも応益ということで利用料を強いられれば、どうなるのでしょうか。私たち聴覚障害者は生きていく資格はないということでしょうか。手話通訳は障害者だけに益があるわけではない。そのことを今一度考えてください。」

知事、160人の方々の思いは、2人のご意見と共通しています。これら障害のある方々の叫びをどのようにお聞きになられましたか。率直にお答えください。

障害者自立支援法案について、障害のある人々、家族、支援者のみなさんが一番問題にされているのが、応益負担を導入することです。法案では、低所得者のための上限設定などの配慮や激変緩和措置がとられるとされていますが、多くの支援を必要とする障害のある人ほど、大幅な自己負担増を強いられることに変わりがありません。実際の負担は、グループホームを利用し作業所に通う人では、利用料以外の実費負担が多いため、月8万円以上、入所施設利用者では9万円にもなる実態が、厚生労働省の試算でも明らかにされています。

例えば、私の友人で知的障害とてんかん発作、身体障害のある女性は、月曜から木曜までグループホームで生活し、作業所に通っています。常に身体介護と移動介護が必要です。彼女の現在の負担は、グループホームの家賃3万7000円をはじめ食費、水光熱費、日用品費、で一月6万5000円。グループホームの利用料やホームヘルパーの費用は今の制度のもとではかかりません。ところが、今回の法案が通ると、グループホーム利用料2万1500円、身体介護のヘルパー代5万2600円、これ以外に移動介護のヘルパー代がいくらかかるかまだわかりませんので、少なくとも一月13万9100円以上かかり、今より7万4100円以上大幅に負担が増えることとなります。この金額は、障害基礎年金の月8万2758円をはるかに超える額で、障害のある人の人権や生活をじゅうりんするまったく理不尽なものであります。しかも、障害のある人の収入認定が同一生計世帯収入を基準にするとしており、家族が障害のある人の介護や生活を支えざるを得ない実態を固定化し、実質的には扶養義務者の負担を強要し、障害のある人々の自立を根底から阻害することになるのであります。知事は、受益と負担ということを府政運営の基本的な考え方にしていますが、今回の障害者自立支援法案で導入される応益負担について、同じ考え方に立たれるのか、明確にお答えください。

暮らしの維持、社会参加のためのサービス利用は「私益」か？

「障害者基本法」や国連の「障害者の権利宣言」の精神に反する「応益負担」

次に、障害のある人が日々の暮らしを維持し、社会参加するために利用しているサービスが「私の利益＝私益」といえるのかという問題です。

そもそも国連総会で採択された「障害者の権利宣言」は、「障害者は障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。このことは、なによりもまず、可能な限り通常のかつ満たされた、相当の生活を享受する権利を意味する」と述べられています。

この考え方は、日本の障害者基本法にも生かされています。第3条は、すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。第2項で、すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。そして、第4条で、国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有すると明記されています。

つまり、障害のある人が、日々の暮らしを維持し、社会参加するために利用しているサービスは、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障されるためのものであり、同年齢の市民と同等の生活を営むことができる権利を保障するためのものであって、「私の利益＝私益」のためではありません。

したがって、障害のある人へのサービスを「私益」とみなして、お金がなければサービスを受けられない制度に変えようというのは、「障害者の権利宣言」や障害者基本法に違反し、障害のある人の権利そのものを否定しようとするものであります。知事は、障害のある人へのサービスを「私益」とみなす今回の応益負担の導入が、障害のある人の権利を保障していくことと両立するとお考えでしょうか。お答えください。

「応益負担」は、府の「自立支援計画」の達成にも大きな障害

ところで本府は、平成16年12月に障害者自立支援計画を策定されました。その計画の趣旨として、このように述べられています「障害の有無にかかわらず、府民だれもが相互に人格と個性を尊重し、パートナーとして支えあう共生社会の実現を目指す『ノーマライゼーション』を基本理念として、「障害のある人の自立、自分の意思で生活ができることと、障害の程度にかかわらず、障害のある人自身の希望により地域社会の中で当たり前の生活ができることを目指す」と明記されています。

応益負担の導入は、ノーマライゼーションの基本理念を否定し、本府が目指す障害のある人の自立や当たり前の生活を実現することに大きな障害をもたらすものではないでしょうか。知事は、どのようにお考えか伺いたいと思います。

共同作業所への補助増額、医療費助成の拡大など、住居・働く場の確保、医療へ、府の支援強化を

次に、本府の障害者自立支援計画の策定にあたって、パブリックコメントで147人の方々から出された要望の中から、いくつかについて質問いたします。第一は、働く場の確保についてです。一番要望が多かったのは、授産施設と共同作業所で格差が生じないよう、共同作業所への補助増額をしてほしいということです。これに対し本府は、「施策の推進に努めたい」という回答にとどめていますが、もっと積極的な対応が求められると思いますが、いかがでしょうか。また「障害者が就労するに当たって、コミュニケーションは大きな課題である。複数の障害者が働く場には、障害者をサポートできる支援人材が必要」という要望については、「総合性」と「専門性」を持った相談支援体制の整備と、一人ひとりの相談に対し、有機的に補完し合える相談支援ネットワークの整備を推進していく」と回答していますが、具体的にどのように整備を進めるのか明らかにしてください。

次に、住まいの場の確保についてです。最も要望が多かったのは、グループホームの設置促進とそのために、運営費のみでなく、土地の取得、改修、建築、備品等への補助をという要望です。補助制度の拡充については、「今後の参考にしたい」とそっけない回答ですが、これについても積極的に対応すべきと思いますが、いかがでしょうか。

生活支援では、障害のあるすべての人に対し、医療費の助成制度を求める声が多く寄せられました。現在の1、2級の重度の方だけではなく、少なくとも市町村で広く実施されている3級の方まで速やかに拡大すべきであります。本府は「施策の推進に努めたい」と一般的な回答にとどまっていますが、知事の積極的な答弁を求めるものであります。

【知事】 障害者の自立支援についてであります。障害のある人も無い人も人格と個性をお互いに尊重してみんなで支えあいながら生活できるノーマライゼーションの社会を実現するためには、施設を出て地域で生活できるような制度や支援が必要であると考えている。

障害者自立支援法におきましては、今国会において審議されているところであり、制度全体の細部は明らかになっておりませんが、応益負担につきましては、関係団体等から心配の声が数多く寄せられているところでもあります。私は、応益負担につきましては、低所得者や重度障害者のみなさんにとって、負担増によって必要なサービスを受けることができない状況が生じ、本人のせつかくの自立を阻むようなことがあっては、施策の基本的方向を逆に誤ることになるのではないかと心配しております。そのため、京都府として従来から国に対し、財源論に偏重することなく適切な低所得者対策等を講じるよう、あらゆる機会をとらえて提言・要請を行ってきたところであり、障害のある方々をはじめ、その後家族、関係者等の意見を聞きながら十分な審議を行うよう強く要請してまいりました。

私は、受益と負担の関係につきましては、その関係を明らかにする中で、府民の皆様に説明し施策の選択を透明化すべきという考えでありまして、個別の事項につきまして何でもバランスをとるといような乱暴な話しを基本方針としてはおりません。京都府といたしましては、中期ビジョンで示している通り、特に社会的に弱い立場にある人々に対し、多様なセーフティーネットを構築しながら、京都の人々の力を生かせる、人間中心の京都府づくりを進めることが基本であります。障害者施策につきましても、この考えのもとに、障害者自立支援計画に基づき、働く場の確保、住まいの場の確保、地域生活の場の確保など具体的な施策を積極的に進めているところであり、今後とも障害のある方が、地域でできるかぎり普通の生活が送れますよう、障害者福祉の推進に努めて参りたいと考えております。

【保健福祉部長】 共同作業所への助成につきましては、住み慣れた地域で仲間と集い働くことができる施設として大変重要なものであり、全国でもトップ水準の補助を実施しているところであり、また、国制度である小規模通所授産施設についても独自に上積み措置をしているところでもあります。障害者の相談支援体制につきましては、市町村生活支援センターなどを身体、知的、精神の身体障害種別にかかわらず、幅広い内容について相談できる身近な総合相談窓口として充実したところでもあります。さらに、6つの障害保健福祉圏域に総合相談支援センターを設置し、専門相談機関及び関係施設等のネットワーク化を図るなど相談体制の構築を図ったところでもあります。

また、地域生活への移行へ向けて大変重要な役割を果たしているグループホームについては、今年度から開設に係る設備整備や建物修繕に対する補助制度を創設したところでもあります。

重度心身障害者医療助成制度につきましては、心身に障害のある方の内、特に支援が必要とされる重度の障害がある方の健康維持と福祉の向上を目的として実施しているところであり、引き続きそのように実施して参りたいと考えております。

再質問

「サービスは私益か」の問いに答えていない

「人・間中心」というなら、障害者の声に応え支援強化を

【かみね】

知事から障害者支援法案についての答弁をいただきましたが、私が質問の中で、障害のある方々へのサービスについて個人的な利益と見なす制度の導入を認めて良いのかという問題を提起したのですが、これについては考え方を示されませんでしたので、これについてどう考えておられるのか、制度のそもそもの有り方についての知事の考え方をお聞かせいただきたい。

本府の障害者自立支援計画ですけれども、パブリックコメントで出された府独自の制度化が必要な部分については積極的にやろうという姿勢がどうも見られませんでした。共同作業所への補助も全国最高水準と言うけれども、実際に、パブリックコメントで補助増額の要望が出ている訳ですして、それに答えない姿勢は本当に残念です。重度の障害を持っている方々への助成制度もそのままと言うことだが、わたしの知る限り3級以上に医療費の助成を広げて欲しいという願いは20年以上もの長年の願いであります。こういう積年の願いに答えようとしない、放置することは許されないとことと私は思います。

京都府内では、3級以上に拡大している自治体は28もありますし、全国では、平成14年の資料ですが、20県あるわけでありまして、本府の取り組みは、こういう府内、全国の取り組みと比べても立ち後れている。こういう自覚が無いと言うことは、非常に大きな問題だと言わざるを得ません。府独自の対策を支援計画の中で思い切ってやると言うこと、特に障害を持っている方の医療費の助成制度については、せめて3級まで拡大すべきと思います。この点改めて知事のお考えを聞きます。

知事は「人・間中心」と言うことを言われます。「人・間中心」というなら、せめて全国でやっていることぐらいはやるべきでないか。それすらやろうとしないような府政は、弱い立場の方々に冷たい府政とい

われても仕方がない。人間中心というスローガンは撤回すべきだと言えるぐらいの大問題だと言うことを申し上げて質問を終わります。

【知事】 負担についてですが、最初に申し上げましたように、私は、みんなで支え合いながら、生活できるノーマライゼーションの社会を実現すべきと申し上げたところです。そして、その中で、低所得者や重度障害者のみなさまにとっても必要なサービスを受けることができるようにすべきですから、財源論に偏重することなく、適切な低所得者対策等を国に求めてきたわけです。

【保健福祉部長】 障害者の単独施策ですが、先ほどお答えしたとおり、作業所につきましては全国トップレベルですし、国制度の小規模通所授産施設につきましても独自に府の上積措置を行っているところがあります。相談制度体制につきましても京都府の独自施策として実施しているところ。グループホームについても、単費で今年度新たに、設備や建物修理への補助制度を創設したところでもあります。障害者の医療については、特に支援が必要とされる重度の障害者がある方々への対策として実施しているところでもあります。

伝統産業振興条例 日本共産党府議団の「条例案」大綱の提案から7年 業界・従事者、府民の声を生かした 実効ある条例づくりを

次に、「伝統産業振興条例」についてお聞きします。本府は、「伝統と文化のものづくり産業振興条例」の骨子をこの議会で説明し、9月議会に提案するとしています。伝統産業の振興を目的とした条例の制定は、私ども日本共産党府会議員団が、従来からその必要性を訴え、1998年には、条例大綱を示し府に対しその実現求めてきたものであり、遅きに失したとはいえ、歓迎するものであります。

京都の伝統産業は、厳しい経営環境のもとであえいでいます。西陣織、清水焼などの国指定の伝統工芸品では、この10年の間で、事業所数、従事者数、生産額ともほぼ50%に減少してしまいました。丹後ちりめんの生産量も40%まで減少しています。

技術の継承が困難な状況も一層深刻です。海外への生産体制のシフトにより、西陣織「呂つづれ」や「紹巴（しょうは）」「ピロード」などの技法を受け継ぐ職人さんが極端に少なくなりました。この5月には、京都に残る2人の和竿師の1人が高齢のためお亡くなりになりました。長引く不況と無秩序な海外生産・逆輸入、規制緩和の影響等により、深刻な経営危機と、従事者数の大幅な減少を招き、産地の崩壊、伝統ある技術の継承すら危惧される事態となっています。その再生は、京都経済を立て直す上でも、緊急の課題であり、本府が市町村と協力し振興と再生のための施策を強力に展開すべきであります。

具体的には、系統的な実態調査の実施と業種・産業別の振興指針の策定。後継者育成対策、経営指導体制の強化。伝統地場産業が息づくまちづくり、税負担の軽減、不公正な下請け取り引き改善、海外生産・逆輸入など振興の阻害要因の是正などが求められます。財政的には、国に中小企業対策予算の大幅な増額を求めると共に、本府の予算編成を、地域経済の立て直し、地場産業の振興に重点を移していく必要があると考えます。

これまでに公表されている本府の「条例策定委員会」の審議の中でも、「伝統産業に関する税の軽減措置」や「産地の存在が地域の風景や特性を形成」している等、私どもの提案と同じ視点での発言が多くみられます。6月1日に本府が、同委員会に提示した、「『伝統産業の振興に関する条例』の基本的な考え方について」では、その「基本理念」に、「伝統的な技術を継承し、伝統的なものづくり産業の次代を担う人材を育てる」と明記し、府の責務として「必要な施策の総合的かつ計画的な推進」とした上で、「必要な財政上の措置を講ずる」としています。これらは、私どもの提案も反映されたものであり、実際に条例案に盛り込んでいかなければなりません。

伝統産業育成に逆行する府の中小企業対策 地域経済支える伝統・地場産業を支える「条例」に

しかし、無秩序な規制緩和など伝統・地場産業振興の阻害要因の是正について、「基本的な考え方」では触れていません。また、条例の策定の方向を打ち出しながら、経営指導体制の強化の願いに反し府の中小企業総合センター機能が後退し、ジャトコの誘致に見られるように、大企業の誘致に対しては補助金を5億円から20億円に大盤振る舞いする一方、伝統産業振興予算は4億円から2億円あまりに半減させるなど、伝統産業の振興に逆行する姿があります。

また、先ほど紹介した「条例策定委員会」でも、「理念を謳うだけの条例でも十分に意味はある」「活性化には業界を引っ張るチャンピオン企業が生まれることが必要」などの意見も垣間見られ、財政措置のな

い理念だけの条例、地域経済に一定の役割を果たしている地場産業とそれに従事する中小零細企業、事業者、従事者を支えることよりも、一部の先進企業や新しい取り組みのみに重点を置いた条例になるのではないかと心配します。

このようなことにならないよう、私どもの提案の観点も含め、広く府民の声を聞き、条例案に反映させることが必要であります。

そこで知事にお聞きします。本府は、7月のパブリックコメント、8月に公聴会を実施するとしていますが、それにとどまらず、幅広い事業者・従事者、任意団体を含む業界・中小企業団体、府民からの直接の意見聴取、府内各地での公聴会の開催など、意見を汲み尽くす努力をするべきではありませんか。お答えください。

影響大きい重油価格高騰の影響 府として補助など支援を

関連してお聞きします。重油の高騰が伝統産業にも影響を与えています。先日、私どもは友禅の蒸しの業者からお話をお聞きしました。この業者は、「これまで一月200万円程度の燃料代が、現在は、月300万円と5割も上がり、利益をまるまる持っていかれてしまう。数をこなして何とかしているが、小規模な事業所は大変だ」、「以前より単価は上がるが、価格の安定しているガスへの転換も検討しないと行けないが、転換費用が大きい。府の補助があれば助かる。」と語っておられました。

重油の高騰が伝統産業の重要な工程である蒸しの業界の存続そのものに影響を与えかねない事態となっています。蒸しの業界が立ちゆかなくなったら、友禅業界そのものに大きな影響を与えます。

重油高騰の影響は、伝統産業だけでなく、多くの業界に影響を与えています。至急その状況を調査し、経営を支援する補助制度の実施や価格の安定のための手だてを府として講ずるべきではありませんか。また、ガスへの転換を希望する事業者を支援するための、府独自の補助制度を実施することが必要ではありませんか。お答えください。

後継者育成のため、雇用を支える支援制度で応援を

伝統産業の後継者対策も重要です。技術の継承は、専門学校を出たからできるとか、文書と映像を残しておけば、後でなんとかなるものではありません。人から人への時間をかけた育成が必要となります。ところが、「後継者育成と言っても、とても食べていけるまで面倒を見る余裕は無い」「専門校を卒業したが、就職するところがない」という声の関係者から聞かれます。

先ほどご紹介した蒸しの業者さんは、京都に数人しか残っていない「しごき染め」の技術を伝承するため、社内で独自に若手社員への教育をしておられました。これらの取り組みに対する支援を府として実施すべきです。農業や林業では、不十分ながら就業への支援事業が行なわれています。本府としても、伝統産業分野で、3年～5年程度、後継者の確保と雇用を支える支援制度を実施し、伝統技能を継承するためにがんばる事業者と従事者を応援すべきではありませんか。あわせてお答え下さい。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【商工部長】 伝統産業の振興に関する条例についてであります。昨年12月に学識経験者や伝統産業の職人さん、業界関係者等幅広い方々にご参加いただき、条例策定委員会を設置し、公開で開催すると共に、委員と関係業界や伝統産業に携わる若手のみなさんとの直接の意見交換会等を開催し、実情に則した様々な意見をお聞きしてきました。委員会の審議経過については、ホームページで公開しており、さらに今回、府内外から幅広く意見を募ると共に、公開シンポジウムなども開催したいと考えているところであります。

原油価格の高騰についてであります。現在財団法人京都産業21において、京都産業全体を対象に影響の状況や今後の対応について調査を行っているところであります。ご指摘の染色業界におきましては、業界団体がコスト高に対応して、加工賃の引き上げ等の協議もされていると伺っています。

ガス機器への転換につきましては、設備更新に係る中小企業融資制度について周知してまいりたいと考えております。

伝統産業の後継者育成についてであります。平成7年京都府が出資助成を行い、全国初の後継者育成のための学校である京都伝統工芸専門学校を設立すると共に、若手後継者のイタリアとの交流など積極的な支援を行ってきているところであります。京都伝統工芸専門学校では、当初43人の入学生で開校されたものが、現在では200名を大きく超える人材が全国から集まるなど、後継者についての近年の状況は大きく変化しているところであり、今後とも業界との連携による就業支援や匠の公共事業をはじめとする様々な施策を積極的に推進して行きたいと考えております。

淀川水系のダム計画(丹生ダム・大戸川ダム・天ヶ瀬ダム開発)から撤退すべき

【前窪】 日本共産党の前窪義由紀です。通告している数点について知事並びに関係理事者に質問します。まず、淀川水系のダム計画、府営水道についてです。

淀川水系のダム建設計画は、従来の「利水・治水中心」から「琵琶湖・淀川水系の環境重視」への転換が問われています。利水に関しては、過大な水需要予測と供給過剰の問題が明らかにされ、ダム計画からの撤退が相次いでいます。5ダム事業に参画していた8水道事業者のうち大阪府が丹生ダム、大戸川ダム、阪神水道企業団が丹生ダム、余野川ダム、奈良県が川上ダム、大阪府箕面市が余野川ダム、兵庫県西宮市が川上ダムと5事業者が撤退を検討し、本府が0.32トンの水利権の放棄を表明、残りの三重県が川上ダム、津市が大戸川ダムにかかる水需要の見直しを検討しています。

本年1月、「事業中のダムについての意見書」を提出した淀川水系流域委員会は、「今後の人口減少予測などを考慮し、利水面からの新規ダム建設を行わず、水系全体で安定した利水の枠組みを構築する必要がある」と指摘し、ダム事業を抜本的に見直すことを改めて提言しています。

さて、本府は、1985年の南部広域水道計画以後、4回の計画見直しを行なってきましたが、給水人口70万人、計画水量23万5000トンはずえず、それに合わせた人口予測、水需要予測を繰り返し、域内人口70万人に達する時期を遅らせてきただけでした。我が議員団は、当初から過大な水需要予測の見直しと、不要な施設拡張の中止を求め、特に2002年度以降は、暫定水利権を設定しているダムについて、水需要予測と現実との乖離を見直せば、水利権を放棄できると繰り返し提案してきました。

昨年10月、ようやく府は、第33回水道事業経営懇談会に、新たな「府営水道水需要予測」を報告しました。報告では、節水や人口の伸び悩みにより、府営水の最大給水量を2020年度で1日当たり20万4500トンと見込んでいたものを17万1800トンに、最大で3万2700トンの下方修正を行ない、その後も減少するとしています。

現在、府が持っている水利権は、毎秒2.06トンで、1日最大給水量は17万8000トンですから、今回の見直しにより、ダム建設による新たな水利権の確保の必要はなくなることとなります。しかし、本府は、水源ダムの実力評価で「利水安全度」が76.4%に低下しているとして、水利権の放棄は、0.32トンだけにとどめました。

そこで質問ですが、淀川水系のダム計画に関して、水需要の減少により、大戸川については建設を中止、丹生ダムについては規模を縮小するとの国交省の方針が、昨日、本日の新聞報道で明らかとなりました。国の方針について、どのように受け止めているのか、まずお聞かせ下さい。

【知事】 本日、近畿地方整備局から、「淀川水系5ダムについての方針」が発表されたが、その内容は、利水については、将来の負担を軽減する観点からの一部撤退を要望してきた府の考え方をおおむね配慮した形になっている。今後、近畿地方整備局は、今回の方針をふまえ、関係府県と具体的な事業の今後の進め方について、協議をしながら最終の決定とすることになる。

あいまいな「利水安全度」、過大な水需要計画を見直せ

【前窪】 本府は、「水需要予測と供給の過剰」を認めながら、従来、水利権確保の根拠としてこなかった「利水安全度」を持ち出し、依然として過大な水利権が必要とし、あくまでダム建設への参画に固執しています。近畿地方整備局は、「利水安全度は参考に示しているが、それを使うかどうかは自治体の判断」と、私どもとの交渉で答えています。「利水安全度」76.4%を使う根拠を示していただきたい。お答え下さい。

【企業局長】 府営水道の水源の確保と「利水安全度」の関係は、水需要予測でのピーク時に必要とされる一日最大給水量に見合う水源に加え、近年の少雨傾向の中で、ダムなどの貯水量が減少しても、なお安定的に必要な水量を確保できるよう国から示された「利水安全度」を考慮した安全分を見込む必要がある。

【前窪・再質問】 私どもは今まで、従来のダム建設、それから本府の水需要計画は、過大なものと指摘してきました。今回、国土交通省において、一定の見直しをされたというのは、私どもの指摘が正しかったと考えていますし、本府の考え方は、この国土交通省の見解を受けてのものです。私はさらに、水需要予測を見直していけば、水利権の放棄を行うことは出来るということを質問で述べました。その際に使ったのが「利水安全度」であります。この利水安全度というのは妥当なものか。淀川水系流域委員会の見解書には、「利水安全度はあいまいな要素が多い。即ち、少雨化傾向等により、現状の利水安全度は高くないとしているが、降雨量の経年変化を判断するにはさらに慎重な検討が必要である。また、近年の利水安全度評価の算出基準が明らかにされていないので、説得力に欠ける」と、述べられています。私だけが知っているのではありません。本府は、「利水安全度」については、国土交通省の言い分を丸呑みしたものでありまして、どうてい私は理解できない。本府として自主的な判断をして、そして過剰な水需要予測をさらに見直していく姿勢が必要だと思いますが、再答弁を求めます。

【企業局長】 「利水安全度」は、水需要予測で必要とされる水を、渇水時、もしくは少雨傾向の中で、ダム等の水が減少しても、それを余裕分として、いかに確保するかという概念でありますので、水需要予測が過大であるかないかということとは、直接関係ない。「利水安全度」は、国の指標を元に、先ほどの答弁の考え方で、見込んでいるもの。

【前窪】 今回の必要水利権 2.64 トンは、渇水時でも節水せずに、水をふんだんに使える最大量を想定しているものです。本府の給水実績は、2003年度で、1日平均給水量は10万8000トン、最大給水量は14万4000トンで3万6000トンの差があります。府民は365日最大水量を使っているわけでは決してありません。大阪府でも水需要見直しの委員を務められた、本府の水道事業経営懇談会の副座長山田淳立命館大教授は、先日の水道懇で「大阪府では水源確保の予測に、最大ではなく平均給水量を使っている」と意見を述べられました。本府の最大給水量を使った予測を、平均給水量に置き換えれば、必要水利権はさらに減少します。再検討すべきと考えますが、いかがですか。

【企業局長】 水利権の算出は、年間の平均給水量ではなく、夏場の水需要のピーク時であっても府民に安定して給水できるよう、最大の給水量をベースに算定している。

【前窪・再質問】 本府の示している1日最大給水量というのは、ある1日、宇治・木津・乙訓のすべての浄水場で最高使ったというのではないのです。それぞれの浄水場で使った最高の水量を合わせたものが1日最大水量となっているわけですから、1日最大水量という取り方にも、過大な要素が含まれているのであります。京都府だけに対して、私どもは知っているわけではないのです。お隣の大阪府では、1日平均水量を使っているということが、大阪府の水需要予測結果報告書に書かれているのです。これを、なぜ参考にしないのか。知事は、経営とか効率とかいうわけですから、公営企業こそ、このことが求められているのではありませんか。再検討してください。

【企業局長】 1日最大水量は、可能性として、そのような最大水量の需要が起こるという場合であっても、それを供給できるものとして、これを算定のベースにしている。

乙訓の「給水協定」を見直し、責任水量制の押付けをやめるべき

【前窪】 さらに、乙訓浄水場系の問題です。府と2市1町の「協定」による責任水量制で、毎年度給水量を増やし、2010年度には4万6000トン給水することになっています。2003年度の1日最大給水量は2万4500トンですから、豊富な地下水を放棄して、無理やり府営水に転換することを前提にしているものです。「協定」を見直し、供給水量を適切なものにすれば、4万6000トンを見込んで策定し

た今回の水需要予測を、さらに減少させることが出来ると考えます。同時に、受水2市1町の際限のない水道料金の値上げを抑えることが出来ます。「給水協定」を見直し、責任水量制の押し付けをやめるべきと考えますが、いかがですか。お答え下さい。

先に述べてきたように、過大な水需要計画をさらに精査し、阪神大震災などで防災面からも証明された自己水・地下水活用の効果も生かせば、丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発計画の、新たな水利権をすべて放棄しても、安定的に府営水を供給することが出来ると考えますが、改めて、見解を伺うものです。

【企業局長】 給水協定の見直しについては、基本水量はすでに投資した施設整備に要した経費の分担金に相当するもので、関係市長の申し出に従った水量により、負担をお願いしているものであり、現状では、見直すことは困難である。

また、先般の水需要予測では、市町の自己水、これは大部分が地下水ですが、これを含めた必要水量を算出しているところであり、その上で暫定水利権毎秒0.9立方メートルのうち0.3立方メートルの放棄が可能と判断した。

治水対策は脆弱な堤防の補強など河川整備こそ急務

【前窪】 次に、治水、景観・環境の面からのダム建設の是非についてです。昨年の集中豪雨・台風では、近畿でも由良川や円山川での堤防決壊などが甚大な被害をもたらしました。これらの洪水被害の教訓でも、ダムに頼った治水でなく、脆弱な堤防の補強など河川の整備こそ急がれていることがはっきりしました。国土交通省が、昨年9月に実施した全国の堤防等の緊急点検でも、975に及ぶ問題箇所が発見されるなど、河川改修・整備の遅れが問題となっています。

淀川水系流域委員会の意見書では、「自然環境の保全・回復という観点からダム建設は基本的に避けること」、「治水は、ダム以外の方法により、河道整備や堤防補強などの河川対応、土地利用規制や避難対策など流域対応の併用を基本とすべき」と提言しています。

琵琶湖周辺は、琵琶湖総合開発事業の完了により着実に浸水対策が進み、近年大きな被害が出ていません。丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発は、治水面からも役割は薄れ、景観・環境破壊につながるものです。ダム建設中心を改め、河川改修・堤防補強などに、整備の重点を移すべきと考えますが、いかがですか。

【知事】 治水対策については、昨年の台風23号では、大野ダムで、容量を最大限に活用し、ピーク時に流入量の42%をカットして貯留することにより、下流の綾部地点で約60cmの水位を低減した。バスの水没事故でも水位の上昇を抑える機能を発揮した。また、日吉ダムでは、流入量の約80%をカットし、貯留することにより、下流の亀岡地点で約90センチの水位を低減するなど、ダムの効果により、とくに亀岡は90センチ上回っていたから、本当に大きな被害を受けたのではないか。洪水被害の軽減に寄与したことは、まぎれもない事実ではないか。こうしたことをふまえ、固定的にもの考えるのではなく、その地域、例えば、川の長さや勾配などを考慮し、一番合った治水対策を府民の合意の基に考えていく姿勢が必要である。そのような柔軟な考えに立ち、初めて府民の安全は守られる。淀川水系についても、同様にどうすれば一番住民に安全か、多角的な角度から検討して、総合的な治水対策が講じられるよう、今後とも国や他府県とも協議していきたい。

【前窪・再質問】 治水対策は具体的に、各ダムについて検討する必要がありますが、今度、大戸川ダムが治水面でも中止されるということは、私は非常に重要だと思っています。ですから、これら（丹生ダム、天ヶ瀬ダム再開発）の治水問題についても、国土交通省丸飲みではなく、本府としても、しっかりした判断をするために再検討すべきだということを指摘していますので、再答弁を求めたいと思います。

【再答弁なし】

【前置】 近畿地方整備局は、丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発について、調査・検討を行ない、この間は、地元の地域生活に必要な道路や、防災上必要な工事以外は着手しないとしています。附帯工事を原則として凍結するのは当然です。

本府の今年度予算には、附帯工事に伴う負担金や滋賀県が行なうダム周辺整備事業への負担金は、これまで通り計上されています。これらの予算の執行についても、中止・凍結すべきではありませんか。お答え下さい。

【企画環境部長】 ダム事業への負担金については、丹生ダム、大戸川ダム及び天ヶ瀬ダム再開発事業で、実施されている地元の地域生活に必要な道路や、防災上必要な工事などとともに、ダム建設に伴う水源地域住民の生活の安定に必要な事業は行われており、応分の負担をしているところであります。

J R西日本は人員削減でなく、安全部門の人員増を

【前置】 次に、J R福知山線脱線事故、府内路線の安全対策について質問します。

6月19日、J R福知山線の運転が再開されました。J R西日本垣内社長は「安全を最優先する企業風土の構築」を約束しましたが、この約束が本当に実行されるかどうか厳しく問われています。

この事故を契機に、速度超過を防ぐことが出来る新型の自動列車停止装置ATS-P設置などハード面での安全対策は、ある程度改善されることになりました。しかし、「稼ぐ」を第一にしてきた会社が、「安全最優先」に本当に転換するためには、経営姿勢についての根本的な反省と全般的な見直しが必要です。そのポイントの一つが人員の問題です。

J R西日本の発足時には、5万1530人いた社員が、2004年には3万2850人まで減りました。その減り方は、他のJ Rをはるかに上回っています。安全確保には設備面だけでなく、運転から車両整備まで必要な人員配置が確保されているのか問題です。その人員についてJ R西日本は、04年度から09年度まで5000人の削減を「効率化計画」として実行しています。

私は6月15日、わが党国会議員団とともに、国土交通省近畿運輸局、J R西日本本社に安全対策について申し入れ、交渉を行ってきました。事故後、ATSの設置、管理には電気部門の大幅な増員が必要で、出向した社員を呼び戻しているにもかかわらず、550人も削減する「効率化計画」について、再検討を求めましたが、「効率化計画」を進めると改めて表明しました。J R西日本が、国に提出した「安全性向上計画」の実行の裏付けとなる人員を大幅に減らすのでは、その約束が本物か問われるものであります。

交渉では、安全の規制緩和を進め、対策を事業者任せにしてきた国の責任も指摘し、鉄道の安全確保に関する法令、省令等の明確化、鉄道監査の専門官を増やすなど、抜本的な体制の強化など求めてきました。

そこで質問します。J R西日本の安全性を無視した「効率化計画」による人員削減を見直し、安全部門の人員増をはかること、安全に関する法令、省令の明確化などを、J R西日本及び国に厳しく求めるべきだと考えますが、いかがですか。お答え下さい。

【企画環境部長】 本来、公共交通の安全確保に万全を期すべきは、交通事業者の第一の責務であり、交通事業者を直接指導する立場にある国の指導の下で、適切な対策が講じられるべきものだが、府民の安全を守る立場から、事故後直ちにJ R西日本及び国に対し、事故原因の早期徹底究明、あらゆる角度から至急点検した上での鉄道輸送の安全確保、安全設備の強化及び効果的な社員教育の充実等安全対策の徹底等について、強く申し入れや要望をしてきた。

J R府内路線の実態を調査し、危険箇所の安全対策の実施を

【前置】 次に、代表質問でも指摘した安全対策の強化についてです。私も現場を調査し直ちに対策が必要と感じましたが、ATS-Pの設置計画は、奈良線では、2008年度末となっています。山陰線、学研

都市線等含めて確実に前倒しで実施すること。また、奈良線城陽―長池間のR250の危険なカーブに脱線防止ガードの設置を急ぐことなど、府として具体的な箇所も示し改善を求めるべきです。現状認識と対応について伺います。

ホーム、踏切などの安全対策については、同志社大学からも要望が出ている学研都市線同志社前駅の狭くて短いホームを拡幅、延長する。東海道線長岡京駅の新快速が通過するホーム側の転落防止柵を完全に設置する。奈良線六地蔵駅の4輦分程度の転落感知マットをホーム全体に設置し、列車信号と連動させる。警報装置、遮断機のない踏切の安全対策の実施など、JRまかせにせず早期実施を働きかけるべきと考えます。府として実態を把握されていますか、それぞれの箇所への対応についてお答え下さい。

【企画環境部長】 JR西日本は、改めて施設実態を点検し、安全性向上計画や緊急整備計画に基づき、安全部門の機能強化やATS-Pの整備等、安全対策に取り組むとしているが、府としては、府域における実施計画の内容を点検し、府民の安心・安全を確保する立場から、交通事業者に対し、国土交通省等々と十分連携を深め、必要なことは、改めて求めていく。

【前産・再質問】 私は具体的に箇所を指摘して質問しているのに、答弁がなかった。つまり、実態調査をしていないのだと思うのです。府内各路線の実態調査は、決定的に重要です。

例えば、JR奈良線では、正規のJR職員をおいているのは、宇治駅と六地蔵駅だけです。他では、駅員をおいているところでも、時給740円の委託職員をわずか1人しかおいていない駅が多いのです。それで、「車イスで来た方をどうするのだ」ときくと、「宇治駅から職員を呼びます」ということで、転落したときに、橋上駅では分からないという現状です。私は、こういう現状をつぶさに調査をして、JRに厳しく求めるべきだと指摘をしているのです。実態調査をされますか、再答弁を求めます。

【企画環境部長】 JRの実態については、第一義的に安全に責任をもつJR西日本自身が、実態を調査・点検した上で、実施計画を提出される。それを府が府民の安心、安全を守る立場からしっかり点検していきたい。

鋼鉄製橋梁工事の談合問題 警察まかせでなく府独自に徹底的調査を

【前産】 次に、「鋼鉄製橋梁工事の談合事件」について質問します。

三菱重工、石川島播磨重工、横河ブリッジなど日本を代表する鉄鋼・橋梁メーカーがかかわった長期に亘る談合事件が、国土交通省の発注工事に止まらず、日本道路公団など全国的に広がりを見せています。「談合していた橋梁メーカー49社が、西日本でも組織を作り、地方自治体でも受注調整をしていた」との新聞報道などがあるだけに、本府としても、看過できない問題だと考えます。

ここ5年間の鋼鉄製の橋梁工事について、本府関係の発注状況は、府発注工事で17件、契約金額60億円、うち1件を除き16件、59億円を談合組織とされる「K会」、「A会」の構成会社が受注し、これらの工事の落札率は92.82%~98.37%で平均95.39%、最高は、綾部市石原橋の工事を受注した酒井鉄工所の98.37%となっています。

また、府の道路公社では、2件21億円、平均落札率96%、最高は宮津市の松原橋を受注した日立造船の97.48%です。阪神道路公団の京都高速道路工事では、入札で25件、平均落札率95.3%、最高は竹田第4工区を受注した三菱・川重建設の99.79%です。このように、本府関係の工事でも「K会」、「A会」の構成会社が、ほぼ独占して受注し、金額も異常な高止まりです。

公正取引委員会によると、発覚している入札談合事件の不当利得の平均値が、契約額の18.6%ですから、仮に本府の発注工事で談合が行われ、高値で落札していたとするなら11億円にも上る税金がムダ使いされたこととなります。その分、府民が損害を受けたことになるわけで、当然返還を求めるべきものです。

そこでお聞きします。本府発注の鋼鉄製橋梁工事等で談合があったのか、なかったのか。公正取引委員

会や警察任せではなく、本府として、調査委員会を立ち上げるなど特別の体制を確立して、徹底的な調査を行い府民に明らかにすべきです。また、府道路公社・京都高速道路の発注工事についても対象とし、調査を求めるべきと考えますが、いかがですか。あわせてお答えください。

【土木建築部長】府としては、5月23日の公正取引委員会の刑事告発時に、直ちに対象業者を指名停止し、6月1日の京都府入札監視委員会で、府における過去5年間の鋼鉄製橋梁の発注状況や入札結果を報告するなど、速やかに対応している。また、公正取引委員会からの要請に応じ、府での過去5年間の入札・契約状況等の詳細な資料を公正取引委員会に提出した。現段階では、検察や公正取引委員会が、国土交通省や日本道路公団発注の工事について捜査を進めている状況で、その結果を踏まえて適切に対応を図る。

府では、平成15年7月に談合防止対策を強化し、入札時に全参加者から提出された工事費内訳書の点検、第2には談合が確定した場合における、契約解除予約条項及び損害賠償請求条項の設定、第3には談合に対する指名停止措置の強化など、様々な取組みを行ってきた。今後は、国土交通省が設置した「入札談合再発防止対策検討委員会」の検討状況も踏まえ、引き続き、道路公社も含め、談合防止のための対策強化に取り組む。

なお、阪神高速道路公団でも、必要な取組みがなされると考える。

学校の安全確保に人員配置の制度をつくり、国へ予算措置を求めよ

【前産】最後に、学校の安全対策について質問します。

今年2月、寝屋川市立中央小学校で、17才の少年により3人の教職員が殺傷された事件から4ヶ月、2003年12月、宇治小学校で、1年生の男子2人が侵入者によって切られ、負傷した事件から1年半が経過しました。最も安全であるべき学校で繰り返されるこのような事件は、子供たちの心に、はかり知れない傷を与えています。

宇治小学校や寝屋川中央小学校の事件は、各学校で「危機管理マニュアル」を作成するなど、安全対策に取り組んできた中で起こった事件でもあり、本府においても、改めて学校の安全対策の総点検、安全対策の再検討が求められました。

予想も出来ない事件から、子どもや教職員をどう守るのか。事件の未然防止へ有効な手だては直ちに講じなければなりません。モニターやインターホンがあっても見る人がおらず、役に立たないというのが学校の実態です。設備はあくまでも補助的なもので、人がいてこそ生かされるものです。ところが現実はどうでしょうか。教員は超過密労働でゆとりがなくなる一方、全国的に学校用務員等の職員は削減され、1985年から半減し、3000人程度となっています。

学校の安全のための人員配置は決定的に重要です。現に、213校ある国立の付属幼・小・中学校等では、全て警備の要員が配置されています。一方、公立学校での配置は、4万3388校・園のうち、わずか2146校・園で4.9%程度に過ぎません。

府内では、3市2町で有償の人的配置が行われ、宇治市では、幼稚園、小・中学校全校に、安全支援員を配置し、登校から下校時までの8時間、校門等の安全対応、モニターの確認などを行なっています。

府教委は国の委託を受けて、今議会に、登下校時などに小学生らを見守る学校安全ボランティア養成の補正予算を提案しています。私は、ボランティアの善意に頼るだけでは不十分と考えます。府として、安全のための人的配置の制度をつくり、市町村を積極的に支援すること。同時に、国に対してその予算措置を求めるべきと考えます。いかがですか。お答え下さい。

【教育長】学校安全のための人的配置は、不審者による学校侵入を防ぐ上では有効な手段の一つだが、先に奈良県で発生した下校途中での事件の例にもあるように、子どもたちを凶悪な犯罪から守るためには、学校の警備だけでなく、通学路や遊び場など、日常生活の場所での安全確保が必要であり、学校と保護者、地域社会が一体となって、犯罪を生み出さない土壌づくりに取り組むことが、極めて重要である。府教育委員会では、PTAなど関係団体とともに、地域ぐるみで子どもたちを守る体制づくりを行ってきた。今議会でも、地域の学校安全ボランティアの要請や、学校と地域社会全体のネットワークづくりを通して、

学校安全体制の整備を支援するための予算を提案している。また、国に対しては、府や市町村が実施する家庭や地域社会と連携した学校安全対策への支援の充実について、すでに要望している。今後とも市町村教育委員会と連携を図りながら、地域ぐるみの学校安全体制づくりが府内全域に推進されるよう、努めていきたい。